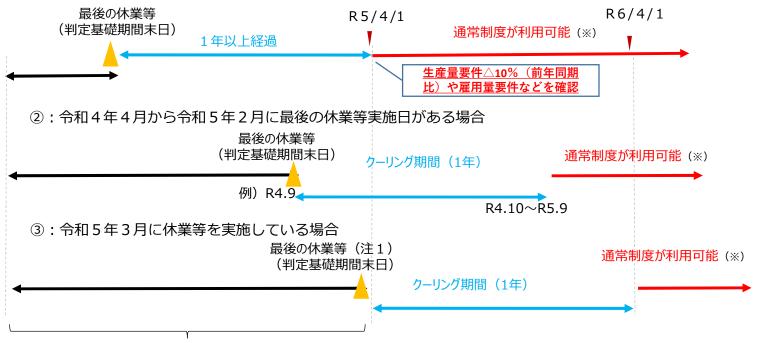
## コロナ特例を利用していた場合の 4月以降のクーリング制度の取り扱いについて

## (令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達している場合)

- 令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日(判定基礎期間末日。雇用調整助成金の受給があるもの)がある場合、支給要件を満たせば令和5年4月1日以降の休業等について通常制度が利用できます。(図①)
- 令和4年4月から令和5年2月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から 1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。(図②)
- 令和5年3月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給 要件を満たせば通常制度が利用できます。(図③)
  - ①:令和4年3月31日以前に最後の休業等実施日がある場合



(①②③共通) R5/3/31時点で対象期間が1年以上(最初の休業等がR4/3/31以前)

(※)対象期間は1年間。

(注1)対象期間の末日(R5/3/31)が判定基礎期間中にある場合は、R5/3/31が判定基礎期間の末日となります。

## (令和5年3月31日時点で対象期間が1年に達していない場合)

○ 支給要件を満たせば、対象期間が1年に達するまでの間、令和5年4月1日以降の休業等に ついて通常制度が利用できます。(図④)

(注2) 令和4年12月以降で100日まで受給可能。

R5/3/31時点で対象期間が1年未満

R6/4/1

最後の休業等実施日から
1年経過後に利用可能

(注2) 令和4年12月以降で100日まで受給可能。

上)や雇用量要件などを確認

※申請様式やマニュアルはこちらに掲載しています(更新版は3月末までに公開)。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\_20200515.html

## 不正受給への対応を厳格化しています

ご一報 ください 申請事業主の皆さま

- ・申請内容に誤りがあった場合
- ・受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

・不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

6

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



------不正受給の対応を 厳格化しています